

議案第 6 号

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

基礎課税額等の算定規定を見直すため、条例を改正する必要がある
ので、本案を提出する。

瑞穂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

瑞穂町国民健康保険税条例（昭和 4 0 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「2 2, 0 0 0 円」を「2 4, 0 0 0 円」に改める。

第 5 条の 4 中「6, 1 0 0 円」を「7, 0 0 0 円」に改める。

第 1 1 条第 1 号ア中「1 5, 4 0 0 円」を「1 6, 8 0 0 円」に改め、同号イ中「4, 2 7 0 円」を「4, 9 0 0 円」に改め、同条第 2 号ア中「1 1, 0 0 0 円」を「1 2, 0 0 0 円」に改め、同号イ中「3, 0 5 0 円」を「3, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 号ア中「4, 4 0 0 円」を「4, 8 0 0 円」に改め、同号イ中「1, 2 2 0 円」を「1, 4 0 0 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

瑞穂町国民健康保険税条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>24,000円</u>とする。</p> <p>第5条の2及び第5条の3 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,000円</u>とする。</p> <p>第6条から第10条の8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>16,800円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,900円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>12,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,500円</u></p>	<p>第1条から第4条 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>22,000円</u>とする。</p> <p>第5条の2及び第5条の3 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条の4 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>6,100円</u>とする。</p> <p>第6条から第10条の8 略</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第11条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>15,400円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>4,270円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>11,000円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,050円</u></p>

ウ 略

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,800円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,400円

ウ 略

第11条の2から第15条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の瑞穂町国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

ウ 略

(3) 略

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 4,400円

イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1,220円

ウ 略

第11条の2から第15条 略